

中央大学特定課題研究費 一研究報告書一

所属	法務研究科	身分	教授
氏名	原 恵美		
NAME	MEGUMI HARA		

中央大学特定課題研究費による研究期間終了に伴い、中央大学学内研究費助成規程第15条に基づき、下記の通りご報告致します。

1. 研究課題

(和文)担保法分野における国際的な規範形成とその展開

(英文)International Norm-Making and Its Evolution in the Field of Secured Transactions Law

2. 研究期間

2023年度～2024年度

3. 研究の概要（背景・目的・研究計画・内容および成果 和文600字程度、英文50word程度）

(和文)本研究は、国際的な担保法のルールの解明、特にその根本にある原理・原則を明らかにし、それが我が国の実務ニーズに即したものなのかを検討した。その上で、我が国における担保法改正にあたり、こうした国際ルールとのハーモニゼーションを図る必要があるのかを明らかにした。報告者は、UNCITRAL、UNIDROITにおいて担保関連のルールメイキングの諸会議に出席する機会を得、ルール形成と各国における受容に直接関与することができた。初年度は、こうした会議に出席し、また口頭での学会報告を中心に分析視角の正当性を検討した(研究成果のうち下記①と②)。そして、2年目は、こうした成果をまとめ、国内外に成果として公表した(研究成果のうち下記⑤と⑥)。その中で、多数ある国際文書の中から、現代的担保法の原理を抽出し、その原理からどの程度乖離しているのか、その乖離が許容範囲なのか否かを明らかにした。成果としては、学会報告として、①Asian Law Instituteの年次大会において「国際機関が策定した担保法の受容」(沖野眞巳東京大学教授と共同報告、2023年5月)、②武漢大学におけるファクタリングモデル法と日本法の比較(2023年11月)、③香港大学において「無体財産の性質」(2025年1月)、④UNCITRALコロキアムにおける「デジタル資産の担保化:UNCITRALモデル法と日本法の比較」(2025年2月)がある。また、論文として、⑤「国際機関における私法の形成」(法律時報96巻9号(2024年))⑥”Unpacking principles of modern secured transactions law and local deviation: the case of Japan”Uniform Law Review 2025(沖野眞巳東京大学教授との共著)がある。

(英文)This research analyzed modern and international secured transactions law, focusing on its core principles and their alignment with Japan's practical needs. The researcher engaged in UNCITRAL and UNIDROIT rule-making processes and published findings in various conferences and papers. Key outcomes include comparing rules created by international organizations and modern principles derived from these instruments with Japanese law and exploring the extent of divergence, with results shared in conferences and journals, exemplified by the article co-authored by Prof. Masami Okino, “Unpacking principles of modern secured transactions law and local deviation: the case of Japan” in Uniform Law Review 2025.